

平成28年



とまり

議会だより



平成27年 第4回定例会 (12月17日～21日)

No.159

平成28年2月 発行

発行／泊村議会 責任者／議長 結城 智

〒045-0202
北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7
TEL 0135-75-3451

平成
27年

第4回 定例会

会期 12月17日～21日

平成二十七年第四回泊村議会定例会は、去る十二月十七日に招集され、会期を二十一日までの五日間と定め、開会初日十七日は、議長の諸般の報告と村長からの行政報告、教育長から教育行政報告が行われた後、人事案件一件・選挙案件一件・承認案件二件を審議採決、その他の議案十一件の提案理由の説明を受けた後、議案等調査のため休会としました。

二十一日に本会議を再会し、一般質問が行われた後、議案十一件の審議採決をし、全日程を終了して閉会しました。

審議した議案

人権擁護委員候補者の推薦について……原案同意

人権擁護委員候補者として、大橋芳之氏の推薦に満場一致で同意されました。

選挙管理委員及び補充員の選挙について

平成二十七年十二月二十四日を以つて任期満了となる選挙管理委員及び補充員について、地方自治の規定に基づき委員四名、補充員四名の選挙を行い、議長の推薦により、次の方々が当選されました。

委員	三浦至
”	小林勇悦
”	赤坂利昭
”	沼崎徹

補充員	高橋巖一
”	工藤卓也
”	綿谷祥子
”	木村充夫

専決処分承認を求めることについて

公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）……原案承認

簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）……原案承認

条例の改正

泊村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について……原案可決

関係法律等の整備に伴う、所要の制定です。

泊小学校維持補修基金条例の制定について……原案可決

電源立地地域対策交付金を泊小学校の維持補修費用に充てるための基金条例の制定です。

泊村育英資金貸付基金条例の一部改正について……原案可決

基金の総額を五百万円から一千万円に増額し、貸付対象を拡大する改正です。

泊村税条例の一部改正について……原案可決

地方税法等の一部改正に伴う、所要の改正です。



泊村国民健康保険条例の一部改正について……………原案可決

地方税法の一部改正に伴う、所要の改正です。

泊村民交通傷害保障条例の廃止について……………原案可決

交通傷害制度事業廃止に伴う条例の廃止です。

後志広域連合規約の変更について……………原案可決

後志広域連合規約の条文の一部改正です。

補正予算

平成二十七年古宇郡泊村一般会計補正予算（第四号）……………原案可決

歳入歳出それぞれ六、三二七千円を追加し、総額三、九六五、三二七千円としました。

歳入のおもなもの
固定資産税

一一〇、〇〇〇千円の減
電源立地地域対策交付金

一一〇、三九三千円の増

歳出のおもなもの

神恵内線バス運行維持経費助成金

一八、六五六千円の増

各特別会計繰出金

一八、三三二千円の減

新規ホタテ養殖施設整備事業補助金

五二、七〇〇千円の増

産業振興奨励資金貸付金

二六、三六四千円の増

平成二十七年古宇郡泊村簡易水道特別会計補正予算（第二号）……………原案可決

歳入歳出それぞれ五、三八五千円を減額し、総額四八、〇七〇千円としました。

平成二十七年泊村集落排水事業特別会計補正予算（第二号）……………原案可決

歳入歳出それぞれ三、二七七千円を減額し、総額六七、〇六六千円としました。

平成二十七年古宇郡泊村公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）……………原案可決

歳入歳出それぞれ九、六七〇千円を減額し、総額三一三、八三八千円としました。

お願い

行事案内など、議長宛の文書は
議会事務局へお届け願います。

議会を傍聴してみませんか

手続きは簡単です

住所・氏名・年齢を受付簿に記入
するだけの簡単な手続きです

お気軽にどうぞ…

（尚、傍聴人は、傍聴席での飲食又は喫煙は、泊村議会傍聴規則により禁じられております。）

一般質問

三浦 光博 議員

□二期八年間の牧野村政と

三選出馬表明について

三浦 光博 議員

二期八年間の牧野村政と

三選出馬表明について

他町村に類のない充実した定住促進政策を実施し、住民福祉の向上に取り組んできた牧野村政の八年であります。が、年々定住人口が減っています。

また、議会での予算等の審議においては、かみ合わない議論の末、五年連続予算案の修正や否決が続ぎ、村政に混乱を招き、住民の間には、村長はもとより、議会に対しても不信感と失望感が増しています。

しかし、村長には混乱を招いたという自覚が見られないばかりか、責任を感じているとは思えません。責任を取るべき立場の村長が、責任を明確にしないまま、九月定例会において、「課

題が山積している中で、それらに一定のめどをつけ村民への責任を果たしたい」として、出馬表明しました。「村民への責任を果たしたい」とはどういうことなのか。次の質問を通して、明確にしていきたいと思えます。

一、「泊原発の停止が今後も続くとしても健全財政を堅持する」と発言していますが、先般、国の来年度予算編成に関し、有識者による政府の「行政事業レビュー」において、電源三法の内「電源立地地域対策交付金」について、「原発を受け入れた地域は栄えているのか」「何にでも使えることで、自治

体の予算感覚をマヒさせていないか」など厳しく指摘されている状況を見ると、泊村の将来の財政状況を考えれば、子供たちの世代に今の豊かさをつないで行けるのか不安でなりません。村長は、どのように考えますか。

二、「茅沼診療所」や「むつみ荘」の指定管理者制度への移行問題、「もいわ荘」の廃止問題、小中学校・保育所の維持管理に係る職員の雇用問題等について議論の末、予算案の修正や否決が連続してきた混乱をどのように認識していますか。又、混乱の責任についてどのように考えますか。

三、議会での議論に当たっては、論点が定まらず、空転する事態が度々でした。提案に当たって、役場内部での議論や調整が不十分なまま議会に臨んでいるからだと思います。未だ副村長を選任できない事態をはじめ、職員との信頼関係が崩れ、役場組織全体の士気が低下しているように思いますが、村長は、どのように考えますか。

牧野村長

まず一点目の「泊村の将来の財政状況をどう考えているかということでは不安があるが、どのように考えますか」というご質問でございます。

ご承知のとおり、平成二十六年度の各会計決算では、健全な財政規模と

なっておりますことは、ご承知のとおりでございます。この要因は、泊発電所の固定資産税、電源立地地域対策交付金の収入が、大きな要因となっておりますところでございます。現在、泊発電所は、停止しているところでございしますが、近い将来、再稼働ができるものと思っております。

そういう中で、現在においても、固定資産税や電源立地交付金の収入はございます。第四次泊村の総合計画が、平成三十二年までの財政計画では、健全財政を堅持する内容となつて、私共は試算しております。収入に合った身の丈のある事業を執行することが、村政の基本でございますので、収入が少なくなればなるほど、それに対して、事業も縮小して行くというような形を取って行かなければなりません。そういう意味合いで、身の丈の合った事業を展開することが必要と思っております。

現在の基金積立てに関係するところでございますけれども、収入財源の積み立てを計画的に進めて、健全財政を堅持してまいりたいと思っておりますので、これについては、不安ということよりも、そういう事情の中で、進めて行きたいと思っております。

次に、二点目の「混乱をどのように認識していますか」、「混乱の責任についてどのように考えますか」というご質問でございます。

地方自治体が、年間の事業を執行す

とまり議 会 だ よ り

ることにおいては、議会の承認が必要でございます。事業の執行案は、基本的には、地域住民の要望を踏まえて、更には、村の繁栄と住民福祉の向上を図ることが、私共の基本となっております。

その関係から、予算案の提案について問題があるという内容がご指摘されておりますけれども、それが混乱を招いているというような認識でご質問されています。

私共は、その方針に立つて提案を申し上げて、村の福祉施策を基本としながら、提案しているところでございますので、その辺のことの協議が十分でなかつたのかなというところがあるところでございますが、「混乱の責任について、どのように考えておりますか」ということにつきましては、その案件については、早々に解決することが、私の責務であると考えておりますので、責任を果たすことで進めてまいりたいと思っております。

次に、三点目でございますけれども、「副村長の選任されていない事態」、「職員との信頼関係が崩れて役場組織全体の士気が低下していると思われるが、村長はどのように考えますか」というご指摘でございますが、副村長の選任については、人事案件でございますので、提案をもって進める議案でございますので、控えさせていただきますと思います。

組織とする役場職員についてのご質

問は、議員が、どのような職員からお聞きしているのか、承知しておりませんが、職員、個人個人の考え方の相違、議員が、ご指摘の考え方など、認識の相違と私は思っております。

組織としての信頼関係、士気の問題は、今、お話ししたとおりであります。信頼関係や士気の問題、それ以前に職員として、地方公務員とは、どうあるべきかという基本姿勢が基本となります。

そういう意味合いから、地方自治体の立場で、地方公務員として、地域住民の福祉向上が、私たちの責務であるし、仕事の基本とすることで、必至であり、対外的な問題を起ささないよう職員は、頑張っているところでございます。

今日の職員は、仕事の中で、自分の立場を認識し、判断し、業務を十分に遂行していると私は考えております。

「監理上の問題が村長にはあるのではないか」という議員のお考えであろうと思いますが、職員の姿勢は、私から見ますと、立派な職員がおり、それ自身、職員に対しては、私は、尊敬しているところでございますし、期待しているところでございます。

ご指摘があった件については、十分考慮して、進んでまいりたいと思っております。

三浦光博議員（再質問）

まず一点目の私が質問した、「子供たちの世代に今の豊かさをつないでいくのか」というところに、私の質問の主旨があつた訳ですけれども、その辺については、満足するような答弁はなされておられません。

今、村長が言われる「財政状況に合わせて、第四次総合計画の下に、着々と村の事業を進めて行く」という姿勢は、私も、敬意を表したいと思えます。しかし、先程も質問したとおりですね、「三・一」を契機に、原子力行政を取り巻く日本の環境が大きく変化しております。いっとういう事態になるか、やはり地方自治体だけでは想定できま

せん。現在は、原子力発電所の関連財源があるからこそ、歳入の七割程度賄っております。

村長が、村政の柱にしておられる「定住促進政策」は、確かに、住民の皆様方には喜ばれております。この福祉は、後退させることは出来ません。が、つちりと進めて行かなければならないものだと思います。

しかしながら、牧野村政がスタートした平成二十年には、十二月ベースですけれども、二、〇一四人、二期目の平成二十四年十二月には、八六三人、

今年十月現在、一、七五五人と二六〇人程度が定住人口減少しております。

泊村だけではどうしようもない、いろんな環境があるにせよ、他に類のない定住促進政策を進めている泊村が、果たして、人口減をただ単に仕方のないことだとして、見過ごしていいのでしょうか。

私は、そういう意味でも、そこに先んじて手を打って行く。第四次総合計画を、現実と、これから向かつて見直して行くという姿勢が必要だと思えます。

ですから、今、村長は、現在の財政状況の中から、縮小するものは検討する、あるいは、身の丈に合った村政を進めるということだと思えますけれども、その身の丈に合った村政を進めるとは、どういうことなのか。次の答弁で、お答えいただきたいと思えます。

二点目に、議会との関係。一問目で質問しましたけれども、具体的にこの場で取り上げる時間はないと思えますので、具体的には申し上げませんけれども、泊村茅沼診療所については、土日の先生のいない診療体制、むつみ荘の指定管理者制度に当たっては、職員がスムーズに指定管理者黒松内つくし園の職員に移行する一連の準職員等の扱いについて、議会にいろいろな形で提案されましたけれども、村長の提案説明等が、議会に理解されなかつたことが多々あつたから、予算修正等、事業執行に当たつての一連の混乱があつた

と私は認識しております。

更には、もいわ荘の廃止問題。これについては四年余り、それぞれの議員の皆さん方とこの議会で議論されてまいりました。

しかし、少なくとも、今年の三月に最終決着をしました、未だに解体されず、村民の間には、「日帰り入浴施設を作るんだ」という村長の姿勢はあるようだけでも、なかなか進まない、先が見えない」という声がたくさんあります。

私は、議員として、村長に「住民の声を十分聞いて進めて下さいね」と、とにかく、住民がどう思うのか、そして、現実的にこれからの財政状況考えれば、どのような規模が、どの場所に必要なのかということも含めて、私は「住民の意見を聞いて下さいね」と言いました。村長は、「はい、わかりました」と言いました。

しかし、未だにその形跡が見られません。

私は、住民が、何を考え、何を思っ、何を期待しているか、こういう声を村長自らが、住民と対話をしながら、受け入れて行く、あるいは議論をして行く、この姿勢があるべきだと思うのです。村長には、その姿勢が不足していると指摘せざるを得ません。

それから、今般、新聞にも取り上げられました。牧野村長が、三選出馬したその日の議会で、予算案が否決されました。それは、一点集中だけで申し

上げますと、職員の雇用の問題です。

これだつて、村長自らが、その方に「採用してあげます」という言葉を出したから、本人は、村長が言うのであれば、当然スムーズに採用されるものだと思われ、期待する訳です。ですけれども、結果はどうでしたか。村長の説明不足、法律の解釈の勘違いをし、これではどうやっただつて、議会が通る訳がないじゃないですか。この問題については、職員その方のみならず、職員の家族の人生設計まで狂わせたと思えます。

むつみ荘の職員の問題でもそうでした。何人かの職員及びその家族の人生設計を狂わしてしまつた現実があるじゃないですか。

そういったことの責任は、議会での議論はもとより、牧野村長ご自身が、村長の立場として、私は自覚するべきだと思つたのです。

更には、昨年の十二月、村税の二千万円程が、消滅時効による不納欠損処分されました。あの時私は、一般質問で、「今の村長のお立場で、税の公平・公正負担の観点から、消滅時効という手続きを取らなければならぬのは、行政にも責任があるので、その責任を牧野村長自身がお取りいただくべきだ」と申し上げましたけれども、それについても、何ら責任を明らかにしませんでした。

たまたま、土曜日十九日にです、ある町の町長・副町長が責任をとつて給料の減額が提案されるという記事が

北海道新聞に載っていました。正に、首長の責任というのは、そういう取り方だと私は思うのです。

そういう状況で、村政は混乱した訳です。「どうなつてゐるんだ、議会と村長がうまくいってない」、「議会が村長をいじめてる」という住民の声は、本当に多いけれど、私は、決していじめているつもりはありません。議員として、住民の声をこの議会に届けるために、出馬をして、皆さんから支持をいただき議席をいただいております。その立場で、住民の声を届けて議論する訳です。

ですから、住民の皆さん方も、ぜひ誤解をしないでいただきたい。私は、村長をいじめるともりで質問してる訳ではありません。村長の答弁に、真摯な姿勢が見られないということから、時にはきつく、時には柔らかくということを心がけながらも、なかなかかみ合わない議論でした。

そういった一連の混乱について、私は、村長に責任があると思います。村長のお立場としてです。牧野浩臣さん個人の誹謗中傷じゃありません。批判ではありません。あなたの村長としての職責についての責任を問うてるのです。

私が、議席をいただいた五年七カ月、何等その姿勢が見られません。そのことについての責任を私は聞いているのです。

この件について、次の答弁でお願い

致します。

次に、三点目の職員との信頼関係ですけれども、村長が今、「職員として、地方公務員として、正に立派な職員もおられる」という答弁がなされました。「尊敬もしているし、十分期待もしている」というような答弁もありました。私が申し上げているのは、三年間も副村長が選任できない事態、たまたま今回、教育長が、教育行政法の改正に伴つて、教育委員長と教育長が一つになつた新しい教育委員会制度が、今年の四月から発足してきます。そして、たまたま任期が続いている町村教育委員会においては、そのまま引き継いでよろしいという制度の中から、村長の任期に合わせて、スムーズに、この教育行政を執行するべきだと思ひやりの中から、私は勇退されたと思つています。本当に、その決断に敬意を表したいと思います。

私が、議会でのやり取りで感じていることは、副村長がおられないという現実があつたにせよ、庁内での会議、あるいは、職員とのコミュニケーション、こういったものが不足しているという答弁がありありと見られるケースが多かつたということです。

職員の能力を十分活かしてないじゃないですか。確かに、役場に入つてくると、「何となくどんよりした空気になる」、「寂しくなるな」、「元気がないな」という住民の声がたくさんあります。

それは、職員にも責任はあったとしても、そういった職場環境を改善できないリーダーである村長の責任じゃないですか。職員の能力をもっと活かすべきです。

私は、意志の疎通を図るリーダーシップが、牧野村長に欠けてると思う訳です。

ですから、職員の士気が低下しているのは、組織全体が、きちんとした形になっていないと思うのです。

村長は、その辺の私の指摘に対してどう思うのか。

長い質問ですけども、3回しか質問出来ませんので、敢えて私の思いも含めて、質問させていただきました。わかりやすく聞いているつもりですけども、村長、答弁漏れのないように、しっかりと答えたいと思います。

牧野村長

まず一点目の関係で、再質問された案件でございますけども、財政的に身の丈のつていうことをお話し申し上げます。

やはり、収入があつて、収入に基づいて事業を執行するという考え方で、身の丈の合ったという考え方で、お話しを申し上げたところでございます。

それから、二点目の関係につきまし

ては、これは、診療所やむつみ荘・もいわ荘、それから、職員の関係についてご質問されておりましたけれども、私自身、やはり、いろいろと考えた中で、議会との話を進めて行った訳でございますけれども、特に、人事案件については、やはり厳しい考え方で、議会の方は望んでいるようでございますけれども、私は、ある程度人事案件は、村長の立場での責任という形で進めて来た訳でございます、これについては、ご本人ともお話しした中で、進めて来たという背景もございますけれども、十分それなりの考え方で責任を今日まで進めて来たところでございます。

それから、三点目のリーダーとしての話の中でございますけれども、やはり、議員がおっしゃっている職員のそれぞれの能力の問題等もある訳でございますけれども、先程、私は、十分これからもその辺を考慮しながら、進めさせていただきましたというところでお答え致しましたので、その辺を十分考えながらですね、日頃職員との話し合いを持ちながら、十分な、村の職員の雰囲気、体制を執って行きたいなとこのように思っております。

それでは、身の丈というお話の中で、具体的にどうかということをお話させていただきたいと思えます。今現在、村は、四〇億前後の予算を計上して、今日に進んでおります。

その中で、村全体の、これは、基金

のことをお話し申し上げて行きたいと思っている訳でございますけれども、現在で、六七億の基金が、積立基金がございます。その中で、組合が持つちなっている責任のある村が、管理する訳ですけど、それが二〇億ございまして。その中で、それをいかにして、村として年々、財力を高めて行くということが重要でございますので、年度年度の予算を見てですね、事業をする形を執っていますけれども、収入を財源とする規模に、やはり基づいて行かなければなりませんので、積立をその基金に積み立てをしながらですね、財力を積み立てて行くというのが、本来の姿でございますので、そういう観点を踏まえて、収入・支出の事業を進めて行かなければならないなとこのように思っております。

私が、平成二十年の時に、この村長に就任させていただいた時には、その六七億、今現在ありますけれども、基金という一般財源として使える金額が七億五千万くらいでありました。今は、財政調整基金、一般財源として使える形のもので二六億になってございます。

やはり、当初は、もつと積み立てすることで計画を立てて来ましたけれども、ご承知のとおり、ハードの建物を執行する上では、老朽化したことからですね、老人ホームや学校、中学校の体育館、更に保育所、公営住宅の建替え等々があつて、更には、今、住民の

皆さんにお使いいただいている情報システム構築、これについても、毎年4億ぐらいの投資をしながら、進めさせていただいております。

これらはいかにして活用して、これからも進めて行くかということは、なかなか難しい状態にあるのかなと思っております。段階的に住民の皆さん方とお話ししながら、村政懇談会などを通してですね、話して行かなければならないのかなと、こういうように思っておりますけれども、今の基金の積み立てを計画的に進めながら、その収入と支出の事業を考えて、年度年度で、議会と話しながら進めて行きたいなとこのように思っております。

それと、総合計画第四次計画が平成三十二年までになっておりますけれども、この総合計画におきましても、十分ローリングを図りながら、年度年度で、その財力の収入は、大体わかつておりますので、財政計画を十分十年間を計画した調書がありますので、それに基づいて、進む体制を執って行きたいなとこのように思っております。

以上のことから、現状の財政の状態、そして、これからの事業の問題を含めて、収入・支出に合った身の丈の合う村政を執行してまいりたいと思っております。

もいわ荘の関係でございますけれども、今現在、私共として、議会としてお話し申し上げてるのは、来年度解体という関係から、今現在、設計を業者

にお願いしているところでございます。そういう来年の予算の中で、それを計上させていただいて、そして、状況の中で、住民の方々と膝を交えて懇談会を開いて、どういう形のもいわば開発をして行った方がいいのかということも、今は、白紙の状態でございますので、そこら辺を議会と協議しながら、議会との約束事でございますので、それを実施しながら進めることが賢明だろうと、このように思っているところでございます。

三浦光博議員(再々質問)

村長、三度目、最後の質問ですから、ちよつと長くなるかもしれませんが、私も、十分お聞き取りいただいて、食い違いのないようにお願い致します。まず、村長、私が質問してる趣旨と村長の答弁が、食い違うのです。

私は、具体的なことは聞いておりません。考え方、村政の執行姿勢について問うてんです。一般質問ですから、子供たちの世代に、今の豊かさをたないで行けるんですかという私の質問に対して、私はこう思いますという答弁をいただきましたのが趣旨です。

この件について、わかりやすく、村長の執行姿勢について、お答えいただきたいと思えます。

身の丈に合った、将来に向かって財

政・収入規模の身の丈に合ったというお答えだと思えますけれども、当たり前じゃないですか。収入に合った支出を考えて行くのは。

ですから、限られた予算の中でやらなきゃならない財政運用であれば、原子力発電所の関連財源ばかりに頼らない。国の政策に基づいて、積極的に新しい財源を確保しながら、新しい事業を模索して行く、こういう姿勢が、私の身の丈に合った泊村の村政の執行の仕方だと思っております。

ですから、その辺について、村長のお考えをしっかりとお答えいただきたいと思えます。

それと、もいわ荘問題ですけれども、来年度予算において、議員の皆さん方と協議をします。

これが、議会との約束ですか。そういうことを聞いてるんじゃないです。

九月の定例会で、解体設計費が計上されて議決されました。その時には、申し上げられませんでしたけれども、そもそも解体設計をし、これからの方針について固めて行く中で、住民の声を反映させて行くという姿勢が私はあるべきだと思っております。

住民が待ち望んでいる温泉施設ですから、一日も早く方針を示して、必要であれば待つていただけはいんじゃないですか。そして、住民の皆様方だつて理解しますよ。待ちますよ。ただ、今、地域にある声は「どうなるん

だろう。あその場所に建つんだらうか。いやいやあのまま使った方がいいんじゃないか」と。

ただ、いち早く、少しでも早く温泉施設を再開して欲しいのが、住民の多くの方々の思いなのです。

ですから、日頃から村長が、住民と対話をして、今こうなっています、これから議会です。こういう考えです。そのことを住民と対話をしなさい。するべきだというふうに申し上げているのです。

その件について、また、お答えいただきたいと思えます。

それから、村長、責任の問題です。やはり。

具体的には多々ありますから、差し控えます。

一問目・二問目で申し上げましたけれども、混乱を招いたという観点で、牧野村長には見られないのです。

責任を取つてないのです。先程、新聞記事を例に出して質問しました。首長の責任の取り方というのは、具体的に、私の責任はこうでしたと。

そして、有権者の皆さん方に、私はいくこと、こういうことなので、責任を取りましたと。そして、住民に向かつて、謝るべきじゃないですか、明確にすべきじゃないですか。

それをしないで、その責任を果たさない。現実に、今の時点で、果たしてないというのが私の指摘なのです。

それなのに、住民への責任を果たしたいと言つて、三選の出馬表明しました。これが違うのじゃないですか。

一旦辞職して、責任を取つて、そして新たに立馬すれば良いのじゃないですか。

私は、そういう取り方が、村長としての、責任の取り方だと思っております。

選挙で選ばれた村長の責任の取り方だと思っております。

当然、私だつて、選挙で選ばれた議会議員です。当然、辞職等を考えた何かあればですね、そういう取り方をしますよ。その姿勢が全く見られないのです。私が、そういうふう指摘して行くんですからね。そういうところについての責任の解釈が、全然伝わってこないのです。

そして、この度、「当選しても、二年でやめる」、今年の九月の二十四日、私は村長室で牧野村長から直に聞いてますよ。「今回当選しても、途中で辞めるから」そうしたら、私が言いました。「それじゃあ、出る事はないんじゃないですか。」何ですか、それ。2年で辞めるということが、もう発言として出てくるということなんです、この真意はわかりませんよ。

ですから、村長、無責任な発言が、更に、村長選挙というものを介して、これから、村を二分して闘わなければならぬ現実が、今、出て来る訳です。責任も取らない、取れない村長、あるいは、任期途中で辞めると公言してい

る村長が、選挙戦に臨んで果たして良いのでしょうか。住民の税金を使って選挙するのです。ましてや、選挙が終われば、二分して闘う訳だから、しこりが残りますよ。更に、村は混乱を招くと思います。

村長。そういうこといいんですか、この村は。

今、お年寄りの年金は目減りしています。

介護保険法が変わって、簡単には、特別養護老人ホームに入れません。

やがて、消費税も一〇%になります。

たまたま今回は、いろんな事情から灯油、あるいは、ガソリンが安くなっています。これだつて一時しのぎでしょう。

再稼働がしないという前提の下に、電気料金が上がっています。オール電化の家はどうなんですか、負担が増えています。

こういつた住民の福祉というものに対する不安をお持ちの高齢者の皆さん、それから、何としても、働いてこの地域に残っていききたいという、この村のために頑張っていきたいという若者の働く場所がないんじゃないですか。そして、女性においても、働く場の裾野を広げるべきだと私は思うんですけれども、そういったものが全く見られない。

私は、そういうことについて、もっともつと議論するべきだと思ふ訳です。

ですから、村長、くだいようですけども、任期途中で辞めるという発言、これが真実かどうか。正に、それはどういう真意なのかということも含めて、しっかりと答えたいと思います。答弁漏れとかで、またやりとりしたくありませんので、しっかりとお答えいただきたいと思ひます。

牧野村長

まず、最初にお話あつた件につきまして、総体的に、このご質問にない案件でお話しされている議員の質問については、私は、お答えする義務はございません。

あくまで、この質問の中で捉えた関係でありますから、それを踏まえてお聞き取りしていただきたいと思ひます。まず一点目は、子供に対する対策というのは、そこら辺、先程財政的なことをお話し申し上げましたけれども、今、村として、子供さん方の保育所、小学校に上がるか関係は、平成三十一年まで今の状態が続くことになってます。それ以降になると、大体小学校の人数が六十人ぐらいになる訳でございますけれども、そういう状態の中で、いかにして、この義務教育施策を展開して行くかということになります。

そういう中でありますけれども、やはり、将来を見据えたやはり、先程言っ

た財力というものが当然必要になってきますので、義務教育として、やはり、やらなければならぬ施策は、十分に、教育委員会と協議しながら、進めるべきということと考えておりますので、いかにして、義務教育の中で、子供たちがいろんな知識を得て、体験して行くかという事業をこれからも展開して行かなければならないなどこのように思っています。

一点目の身の丈の財政状況が子供たちの時代につなげて、どのような形で、村は考えているかということでございますけれども、それなりの私共の村の人口の状態を考えながら、また、子供たちの状態の推移を考えながら、財政上に健全な財政を進めながら、やっていけるという確信であります。

そういう中で、村の村政を執行しなければならぬと考えております。

それから、二点目の住民の意見を聞いて進めるべきということでございますけれども、これについては、反論する訳ではございませんけれども、議会の方に對しましては、私ども、今年で、解体の設計をして、来年は解体させてもらうということでお話しして、これから、もいわ荘をどういうふうに進めるべきかということ、これは、早急に進めて行かなければなりませんけれども、これについては、先程おっしゃったようにね、議員が、早く住民の声を聞いた中で進めるべきだという議員のご意見については、私は、異論はござ

いません。

ただ議会との協議につきましては、やはり村として、これから、どのような形でもつてやるか、進めて行くかということについては、これから議会と協議をさせてもらうということでご回答をしていることについては、ご理解していらつしやると思つております。

それから、三点目の関係でございますけれども、この任期の関係で、二年というお話しをさせていただきましたという経緯のお話でございますけれども、これは、私は、二年という年数を言った記憶はございません。

それと、村つて言うよりも、村長室で、議員がいらつしやつた時に、いろいろな関連からお話しした経緯がございますけれども、私は、やはりこういう関係で出馬するということを含めて考えていた場合にやはり後援会ということもございまして、いろいろ考えた中でやつて行かなければならないということでおりますので、個人的に議員が、どのように受け止めたか知りませんが、この議会の公然の中でおっしゃられるということについては、私は、心外だなどこのように思つております。ただ、私は、やはり今、言つたようなことを考えながらですね、進める。そして、これからの選挙については、住民の審判を仰いで行かなければならないのかなと、このように思つているところでございます。

とまり議会だより

三浦光博議員(再々々質問)

村長、やはり、このような、かみ合わない議論が、最後まで続くとは残念でなりません。

村長に理解していただけない、私の非力を非常に反省しております。

そういう中で、今、村長が、出馬表明を再度力強くされてます。

そういった形の中で、住民がどう捉えるか、これはあくまでも選挙ですから、わかりません。

ですけれども、本当に、私が、村長に問い質している責任の所在を明らかにしないまま、三選出馬をしているというこの姿勢、なんら責任を取られていない。住民の一部のそういった人生設計を狂わした現実もある中、何一つそういう自覚がないなというふうに感じます。選挙戦はいろんな意味で、批判とか飛び交うことでしょう。

ですけれども、誹謗中傷のない、やはり、泊村の将来を見据えた、しっかりと村づくりのために選挙戦があると思いますので、その辺を自覚しながら、村長も頑張っていたいただきたいというのを申し上げて質問を終わらせていただきます。

議会日誌

平成二十七年十一月一日〜
平成二十七年十二月三十一日

11月

3日・平成二十七年泊村功労者表彰式(議長・副議長・各議員出席)

9日〜12日

・後志市町村議会議長会「横断自動車道に係る中央要望」及び第五十九回町村議会議長全国大会(東京都 議長出席)

17日・後志広域連合議会運営委員会(倶知安町 議長出席)

24日・平成二十七年第二回後志広域連合議会及び全員協議会(倶知安町 議長出席)

27日・泊村議会全員例会協議会(議員全員出席)

12月

2日・共和町議会正副議長就任挨拶(議長・副議長出席)

7日〜8日

・後志町村議会議長会研修会(札幌市 副議長出席)

9日・総務社会常任委員会・議会全員協議会

11日・議会運営委員会

・第四回定例会の会期について
・一般質問の通告について
・意見書案の提案について

17日・平成二十七年第四回定例会

19日・岩宇地区議会議員の懇談・懇親会(岩内町 議長出席)

21日・第四回定例会(再開)

24日・岩内・寿都地方消防組合議会臨時会(岩内町 副議長出席)

25日・平成二十七年第二回岩内地方衛生組合議会臨時会(岩内町 三浦議員・梅庭議員出席)

編集後記

「議会だより」第一五九号をお届けいたします。

今回は、十二月の第四回定例会で審議した議案と、第四回定例会における一般質問の内容について編集いたしました。

是非ご覧になって、村の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

また、議会だよりに対するご意見、ご要望等がございましたら、遠慮なく議会事務局までご連絡下さい。

議会だより編集委員会

結城 智
三浦 弘文
宇留間 文宣
小林 常次
吉田 茂樹